

理 由

阪急茨木市駅周辺は、公共交通機能や商業、福祉、文化、行政など多様な都市機能が集積する中心市街地に位置し、本地区については、昭和 45 年開催の万国博覧会（大阪万博）に合わせて市街地改造事業により整備され、50 年が経過した現在、施設の老朽化や社会・経済情勢の変化により形態や機能の面において今日的なニーズとの不整合が生まれ、安全で円滑な交通機能や魅力ある空間の不足といった様々な課題を抱えている。

そこで、本地区の優れた立地特性を活かし、本市中心市街地の東の玄関口として相応しい都市機能の更新・充実や市民ニーズに対応した暮らしに憩いと彩りをもたらす場の創出を図るべく阪急茨木市駅西地区第一種市街地再開発事業の実施が予定されている。

この阪急茨木市駅西地区第一種市街地再開発事業の実施に合わせ、地区施設及び建築物の用途等の制限を定める地区計画を定めることで、本市の「都市拠点」として相応しい魅力ある環境を創出し、拠点機能の強化を図る。